

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	219 住民自治協議会推進経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
		目	14	自治振興経費
基本 施策	62 豊かさを実現するための地域に合った施策を住民 自らが選択する	細目	146	住民自治協議会推進経費
		細々目	52	住民自治協議会推進経費
行革大綱の重点事項番号		6		
担当部署	コード 名称	101700 生活環境部市民生活課市民活動推進室	担当者 氏名	前川 浩也 連絡先 22 - 9639 (内線)

事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	住民自治協議会 ※対象件数 21地域
成果(どうする)	地域まちづくり計画を策定し、事業実施していくための財政支援として地域交付金を交付し、地域の合意で使途が決められることから、地域ごとの創意・工夫が発揮された事業が実施できる。
根拠法令・要綱等	伊賀市自治基本条例、伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱
開始年度	平成 17 年度
終了年度	平成 22 年度
H21 事業 内容	住民自治協議会の設置・運営、地域まちづくり計画の策定・実行などに関し、助言や情報提供・財政支援などを行う。 ●地域交付金:地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動などを支援するための交付金であり、予算の範囲内で1協議会につき基準額40万円+人口割を交付する。また、地区市民センターが整備されていない協議会へは人件費として30万円を加算する。
	設立交付金の交付が終了したことから、H17.18の事業実績を検証しH20年度からの地域交付金の交付基準を見直した。その結果、H20年度からは人口の多少に関わらず、会の運営等に必要額を確保するため1協議会基準額40万円+人口割とし、上限を1協議会350万円とした。また、H19年10月の要綱改正により、地区市民センターが整備されていない協議会へは人件費として年間30万円を加算することとした。

整備内容(「施設の建設」整備事業のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」施設の管理・運営のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
			対象区域設置数(上野支所管内)	地域	目標 21 実績 20	目標 21 実績 20
地域まちづくり計画策定(上野支所管内)	地域	目標 21 実績 20	目標 21 実績 20	21	21	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
				区域単位での住民自治協議会の設置数	地域	目標 21 実績 20	目標 21 実績 20

投入コスト	直接事業費計(A)		H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金		23,324	24,841	41,817	41,568
	県支出金					
	地方債					
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	23,324	24,841	41,817	41,568	
事業投入人件費(B)		0.6人	4,320	0.6人	4,320	2.0人
フルコスト(A)+(B)			27,844	29,161	56,217	55,988

事務事業の評価 (Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	
サービス水準や対象を見直す余地がある。	
当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
予算の繰越の有無 無	
【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
【事業名】	
受益者負担を求めることができる事業である。	
全体コストにおける負担構成は適正である。	
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	住民自治を進める上で行政との協力が重要であるが、現在伊賀市においては協働の指針やルールが定められていないため指針やルールを定める。
【状況】	計画のとおり進んでいない
【詳細】	
昨年度の取組状況	住民自治を進める上で行政との協力が重要であるが、現在伊賀市においては協働の指針やルールが定められていないため指針やルールについて検討に参画し、地域福祉推進委員会から提言書を提出した。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	前山 恭子
【方向性】	拡大・充実
【理由】	
事業の方向性	伊賀市の自治組織のあり方検討委員会からの報告書を基に、地域への補助金等(街路灯、掲示板)を包括して、使用に関する自由度の高い交付金として住民自治協議会へ交付する。(包括地域交付金の検討を進める)
現時点における課題、その他	自治会(地区委員)へ支出していた委託金等を包括交付金として取り扱うため、自治会や住民自治協議会の理解が必要となる。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	行政施策として、市民への説明会を行う。